○特許庁告示第五号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十七条の規定に基づき登録調査機関として登録した株式会社パソナグループから、調査業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったため、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十三日

特許庁長官　細野　哲弘

登録番号	登録調査機関の名称	変更後の事務所の所在地
第九、十四、十六、十七号	株式会社パソナグループ	大阪本部 大阪府大阪市北区芝田一丁目1番4号 東京分室 東京都千代田区大手町二丁目6番4号

○国土交通省告示第七百七十九号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十条第二項及び気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十四条の二第二項の規定に基づき、平成三年運輸省建設省告示第二号（洪水予報及び警報を行う河川並びに当該河川に係る水位又は流量の予報に関する基準地点及び担当官署を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月二十三日

国土交通大臣　前原　誠司

北上川水系の項中「脇谷上流」を「柳津」に改める。

表鳴瀬川水系の項中

「

吉田川	宮城県黒川郡大和町吉田字〆切二番地先高田橋	鳴瀬川への合流点	落合、粕川、鹿島台	東北地方整備局北上川下流河川事務所仙台管区気象台

」を

「

吉田川	宮城県黒川郡大和町吉田字〆切二番地先高田橋	鳴瀬川への合流点	落合、粕川、鹿島台	東北地方整備局北上川下流河川事務所仙台管区気象台
鞍坪川	左岸　宮城県東松島市西福田字長峯六番地の一地先	鳴瀬川への合流点	鹿島台	
竹林川	右岸　同市西福田同字一番地の四地先	吉田川への合流点	新田橋	
	宮城県黒川郡富谷町三の関太子堂中六十三番の一地先新田橋			

」に

表大野川水系の項中

「

乙津川	大野川からの分派点	海	白滝橋	九州地方整備局大分河川国道事務所大分地方気象台

」を

改める。

「

乙津川	大野川からの分派点	海	白滝橋	九州地方整備局大分河川国道事務所大分地方気象台
判田川	左岸　大分県大分市大字下判田字迫千七百三十二番の一地先	大野川への合流点	白滝橋	
立小野川	右岸　同市同大字字小路千七百十二番の一地先	判田川への合流点	白滝橋	
	大分県大分市大字下判田字屋敷田三千九百四十二の八地先の国道橋			

」に

改める。

○国土交通省告示第七百八十号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十六条第一項及び第四項の規定に基づき、昭和三十年建設省告示第千百七十八号（水防法第十六条第一項の規定により水防警報を行う指定河川）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月二十三日

国土交通大臣　前原　誠司

鳴瀬川水系の項中多田川の項の次に次の二項を加える。

支川

鞍坪川　左岸　宮城県東松島市西福田字長峯六番地の一地先から幹川合流点まで

右岸　同県同市西福田同字一番地の四地先

小支川

竹林川　左岸　宮城県黒川郡富谷町三の関太子堂中六十三番の一地先の新田橋から吉田川合流点まで

右岸

菊川水系の項中牛淵川の項の次に次の一項を加える。

支川

下小笠川　左岸　静岡県掛川市下土方字椿薮百九十九番地の一地先の県道橋から幹川合流点まで

右岸

大野川水系の項中乙津川の項の次に次の二項を加える。

支川

判田川　左岸　大分県大分市大字中判田一丁目千四百七十八番の二地先の国道橋から幹川合流点まで

右岸

小支川

立小野川　左岸　大分県大分市大字下判田字屋敷田三千九百四十二の八地先の国道橋から判田川合流点まで

右岸

○気象庁告示第八号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第三十二条第一項の規定に基づき、次のとおり気象測器の型式について型式証明をしたので、気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）第二十三条第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十二年七月二十三日

気象庁長官　櫻井　邦雄

型式証明番号	気象測器の種類及び型式	型式証明を受けた者の住所	型式証明を受けた者の氏名又は名称	型式証明をした日
第10503号	転倒ます型雨量計の感部No.34－ＨＴ－ＢＰ	東京都立川市上砂町5丁目22番1号	株式会社大田計器製作所	平成22年6月22日
第10504号	電気式温度計の感部ＴＰＴ100	東京都東村山市秋津町5丁目2番15号	株式会社フィールドプロ	平成22年7月12日